

大阪府条例第百五号

大阪府立門真スポーツセンター条例の一部を改正する条例

大阪府立門真スポーツセンター条例（平成八年大阪府条例第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第十二条関係） 一（略）		別表（第十二条関係） 一（略）	
区分	位単	区分	位単
通常の金額	（略）	通常の金額	（略）
利用者が入場料を徴収する場合	〇四九五、六〇	利用者が入場料を徴収する場合	〇四八、八〇
利用者が入場料を徴収する場合	〇一、九八、〇〇	利用者が入場料を徴収する場合	〇一、九二、五〇
利用者が入場料を徴収する場合	〇一、三三、一〇	利用者が入場料を徴収する場合	〇一、二八、四〇
利用者が入場料を徴収する場合	〇九四七、五〇	利用者が入場料を徴収する場合	〇九二二、一〇
利用者が入場料を徴収する場合	〇八、九一、〇〇	利用者が入場料を徴収する場合	〇八、〇六、〇〇
利用者が入場料を徴収する場合	〇五九二、三〇	利用者が入場料を徴収する場合	〇五七五、八〇
利用者が入場料を徴収する場合	〇三三六、九〇	利用者が入場料を徴収する場合	〇三三〇、三〇
利用者が入場料を徴収する場合	五九、二〇〇	利用者が入場料を徴収する場合	五七、五〇〇
利用者が入場料を徴収する場合	三九、二〇〇	利用者が入場料を徴収する場合	三八、一〇〇
利用者が入場料を徴収する場合	一、六〇、三〇	利用者が入場料を徴収する場合	一、五五、九〇
利用者が入場料を徴収する場合	一、三〇、〇〇	利用者が入場料を徴収する場合	一、二九、五〇
利用者が入場料を徴収する場合	一、二〇、九〇	利用者が入場料を徴収する場合	一、一五、九〇
利用者が入場料を徴収する場合	七三、九〇〇	利用者が入場料を徴収する場合	七一、八〇〇
利用者が入場料を徴収する場合	〇四四四、三〇	利用者が入場料を徴収する場合	〇四三、九〇
利用者が入場料を徴収する場合	〇一、〇、九〇	利用者が入場料を徴収する場合	〇一、〇、九〇
利用者が入場料を徴収する場合	七三、九〇〇	利用者が入場料を徴収する場合	七一、八〇〇

トランポリン室	貴賓室	議会室			C アマア スポーツ に利用 する場 合	
		議会室	A	10,800		他の 場合
			B	18,800		
議会室	A	13,400	10,800			
議会室	B	14,200	18,800			
議会室	C	7,700	13,400			
トランポリン室		8,100	10,800			
トランポリン室		6,200	10,800			

備考（略）
一（略）

区分	単位	金額
プール	大人	8,300円
	小人	4,200
アイススケート場	大人	1,600
	小人	930
トレーニングルーム	大人	900
	観覧する 場合	1,400
健康体力相談室	大人	1,400

備考（略）
三（略）

区分	単位	金額	
具器操体	一式	男子全種目	37,000円
		女子全種目	24,700
		新体操用床マット	13,400
		トランポリン（競技用）	6,100
		トランポリン（練習用）	11,100
		跳び箱	1,400
		ロングマット	3,800
	ショートマット	2,300	
バスケットボール用具（ボールを除く）		11,000	
バレーボール用具（ボールを除く）		1,800	
ハンドボール用具（ボールを除く）		11,000	
テニス用具（ラケット及びボールを除く）		1,800	
卓球用具（ラケット及びボールを除く）		600	

トランポリン室	貴賓室	議会室			C アマア スポーツ に利用 する場 合	
		議会室	A	10,200		他の 場合
			B	18,200		
議会室	A	13,000	10,200			
議会室	B	14,000	18,200			
議会室	C	7,400	13,000			
トランポリン室		8,800	10,200			
トランポリン室		6,000	10,200			

備考（略）
一（略）

区分	単位	金額
プール	大人	8,000円
	小人	4,000
アイススケート場	大人	1,500
	小人	900
トレーニングルーム	大人	900
	観覧する 場合	1,300
健康体力相談室	大人	1,300

備考（略）
三（略）

区分	単位	金額	
具器操体	一式	男子全種目	35,900円
		女子全種目	24,000
		新体操用床マット	13,000
		トランポリン（競技用）	5,900
		トランポリン（練習用）	11,000
		跳び箱	1,300
		ロングマット	3,700
	ショートマット	2,200	
バスケットボール用具（ボールを除く）		11,900	
バレーボール用具（ボールを除く）		1,700	
ハンドボール用具（ボールを除く）		11,900	
テニス用具（ラケット及びボールを除く）		1,700	
卓球用具（ラケット及びボールを除く）		600	

バドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く)	一式	6100	
ウエイトリフテイング用具		114000	
レスリング用具		6100	
ボクシング用具		114000	
アイスホッケー用具(パックを除く)		112000	
シヨートトラック用具		112000	
フェンシング用具		114000	
競泳用具		112000	
水泳用具		64000	
飛込用具		112000	
移動用ジャグジーバス	一日台	46000	
ニュースポーツ用具(一種目)	一式 一日	6100	
柔道畳	一日畳	1100	
バレーボール用コートマット		114000	
バドミントン用コートマット	一日面	115000	
テニス用コートマット		115000	
綱引き用コートマット		119000	
防球ネット	一日台	1100	
ストップウォッチ		5500	
ストップウォッチアラーム	一日個	6000	
備設台舞	仮設ステージ	一式	614000
	演台・花台	一式	115000
	バトン	日本 一日	113000
備設送放	メインアリーナ		114000
	サブアリーナ	一式	62000
	サブアール		62000
	マイクホン	一日台	114000
テレビジョン又はラジオの中継設備	一式	1114000	
備設明照	メインアリーナ	間一時	49000
	サブアリーナ		115000
	サブアール		115000
電光得点表示盤	一日台	6100	
大型映像装置	一式	1114000	
ビデオプロジェクトター	一日	114000	

バドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く)	一式	6000	
ウエイトリフテイング用具		114000	
レスリング用具		59000	
ボクシング用具		114000	
アイスホッケー用具(パックを除く)		111000	
シヨートトラック用具		111000	
フェンシング用具		114000	
競泳用具		111000	
水泳用具		61000	
飛込用具		111000	
移動用ジャグジーバス	一日台	44000	
ニュースポーツ用具(一種目)	一式 一日	6000	
柔道畳	一日畳	1100	
バレーボール用コートマット		115000	
バドミントン用コートマット	一日面	114000	
テニス用コートマット		114000	
綱引き用コートマット		114000	
防球ネット	一日台	1100	
ストップウォッチ		5300	
ストップウォッチアラーム	一日個	6100	
備設台舞	仮設ステージ	一式	600000
	演台・花台	一式	114000
	バトン	日本 一日	112000
備設送放	メインアリーナ		114000
	サブアリーナ	一式	60000
	サブアール		60000
	マイクホン	一日台	113000
テレビジョン又はラジオの中継設備	一式	1114000	
備設明照	メインアリーナ	間一時	47000
	サブアリーナ		114000
	サブアール		114000
電光得点表示盤	一日台	59000	
大型映像装置	一式	1114000	
ビデオプロジェクトター	一日	114000	

冷暖房	メインアリーナ	間一 時	三、七〇〇
	サブアリーナ		一、四〇〇
フロアシート	一枚	一日	六〇〇
長机	一脚	一日	二四〇
補助椅子	一脚	一日	二一〇
持込電気器具用電源	間一 時	トロワキ	二一〇
土地	一 方	一 平	二、五〇〇
床	一 ト	一 日	四一〇
壁	一 日	一 ト	四一〇

四 (略)

区分		単位	金額
場車駐	大型車	一 時間	一、九〇〇円
	その他のも		三六〇

備考 (略)

冷暖房	メインアリーナ	間一 時	三、五九〇
	サブアリーナ		一、四〇〇
フロアシート	一枚	一日	六〇〇
長机	一脚	一日	二四〇
補助いす	一脚	一日	二一〇
持込電気器具用電源	間一 時	トロワキ	二一〇
土地	一 方	一 平	二、五〇〇
床	一 ト	一 日	四一〇
壁	一 日	一 ト	四一〇

四 (略)

区分		単位	金額
場車駐	大型車	一 時間	一、八〇〇円
	その他のも		三六〇

備考 (略)

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。